第3回 下水道 BCP 策定マニュアル (地震・津波編) 検討委員会

議事要旨

1. 日時

平成24年 2月 29日(水)13:30~16:00

2. 場所

(財)下水道新技術推進機構 8階中会議室A·B

3. 出席者名簿

委員長 明治大学大学院政治経済学研究科特任教授 中林 一樹 委 員 防衛大学校システム工学群建設環境工学科教授 藤間 功司 菅原 敬二(代理出席) " (行政代表) 宮城県土木部下水道課課長 "(行政代表)仙台市建設局次長兼下水道事業部長 渋谷 昭三(代理出席) "(行政代表)浦安市都市環境部部長 長峰 敏幸(欠席) " (行政代表)東京都下水道局計画調整部計画課課長 袰岩 滋之(代理出席) "(行政代表)大阪市建設局西部方面管理事務所長 山本 智 " (行政代表)神戸市建設局下水道河川部長 畑 惠介(欠席) " 株式会社三菱総合研究所 科学・安全政策研究本部主任研究員 辻 禎之 " 社団法人日本下水道協会理事兼技術研究部長 佐伯 謹吾 " 社団法人日本下水道施設業協会専務理事 小林 一朗 " 社団法人日本下水道管路管理業協会常務理事 篠田 康弘 〃 国土交通省国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター地震防災研究室長 金子 正洋

"国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部長 堀江 信之(代理出席)

〇安否確認方法に対するコメント

・ 被災時における職員の家族等に対する安否確認については、自治体ごとの判断と なる。マニュアルへの記載は現在のままとし、詳細には記載しない。

〇下水道部局OBの活用について

- ・ OB の活用について現在「§ 21 住民等への協力要請」に記載があるが、住民とは 区別して記載すべき。
- ・ 「§7 被災時の体制と現有リソース等の設定」や「§9(2)発災後に活用可能なリソースの把握」「§18 関連行政部局との連絡・協力体制の構築」等のセクションで整理してはどうか。なお、OB の活用については契約等の問題も考えられる為、全庁的な取り組みとして検討する必要がある。
 - ⇒ (事務局) 検討いたします。

○下水道BCPの範囲について

- ・ BCP とはリソースの制約がある中でいつまでに、どのようにして下水道の機能を 確保するかを明らかにするものである。期間については記載すべきではない。
 - ⇒ (事務局) 変更いたします。

○壊滅的被害による復興計画について

- ・ 壊滅的に被災した場合ただちに下水道の復旧が必要になるとは限らない場合があるのでは。
- ・ ⇒ (事務局) 壊滅的に被災した場合は復興計画や地域防災計画に沿った復旧が望ましい。
- 復興はBCPとは別の計画である。復旧に向けた手順などもあるため、対象外と すべきである。

○広報について

- § 20,21 民間とのやりとりについて広報の役割が重要である。
- マスコミ対応などについて記載してはどうか。
 - ⇒ (事務局) 追記いたします。

○地域防災計画等の他計画との関係について

- ・ 「§1 図1-2BCP と他の計画等との位置づけ」で各計画が並列で記載されているが異なるのではないか。
 - ⇒ (事務局) 検討いたします。

○流域下水道と公共下水道の調整について

流域下水道と公共下水道については、連絡・協力体制の構築などの事前対策と、支援要請の有無確認や支援部隊の割り振り、被災状況のとりまとめ、溢水防止対策の連絡調整などの非常事対応計画における様々な調整内容について追記して頂きたい。

・ ⇒ (事務局) 追記いたします。

○津波に関する追記について

- ・ 「§8 地震規模等の設定」において、「津波と地震とでは最大規模となる地震が異なる場合があり、」という表記は分かりづらいので、「対象地震、対象津波の引き起こす地震は異なる場合があり、」という形で修正してはどうか。
 - ⇒ (事務局) 修正いたします。
- p.36 非常時対応、p.48 防災訓練については本文に津波の表記が無いので、追記して頂きたい。
 - ⇒ (事務局) 追記いたします。

○津波・地震による社会的影響イメージ図の修正について

- ・ p.28 図 2-7 管渠の被災から溢水への矢印がないのでは。追記して頂きたい。
 - ⇒ (事務局) 追記いたします。

○津波、地震に関する用語について

- ・ 巻末資料 p.26 について、レベル 1、レベル 2 地震動について用語の定義を記載するようにして欲しい。
 - ⇒ (事務局) 追記いたします。

○その他

・ 社団法人日本下水道処理施設管理業協会の金会長より東日本大震災について協会 の被災状況活動報告書による情報提供があった。

○今後の予定について

・ 意見がある者は3月5日の朝までにメールもしくはFAXにて送信するものとし、 最終判断は委員長に一任する物とする。